

福岡県公報

平成二十七年七月二十一日
第三千七百十二号
増刊 ②

目次

規則(第四十八号)

規則

○福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) ……………一

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年七月二十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十八号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第三号中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、同項第四号中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十項」に改め、同項第五号中「第七条の六第一項第一号」を「第七条の六第一項第二号」に、「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第二号」に、「承認」を「認定」に改める。

第五条(見出しを含む。)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第十四条の五中「、認定又は承認」を「又は認定」に改める。

第十九条中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第二号中「第五十二条第一項第六号」を「第五十二条第一項第七号」に改める。

第二十三条第四項中「第一条の三の表一(イ)項」を「第一条の三第一項の表一(イ)項」に改める。

第二十三条の二中「規定による」の下に「知事の」を加え、「、認定又は承認」を「

又は認定」に改める。

別表第二中

八女市

を

八女市(八女市黒木町、八女市立花町、八女市矢部村及び八女市星野村を除く。)

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。